

# 亀山市婦人会連絡協議会規約

## (名 称)

第1条 本会は、亀山市婦人会連絡協議会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、亀山市内の地区婦人会が連絡提携して、婦人の教養と地位の向上、家庭生活の向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区婦人会の連絡協調及び情報交換
- (2) 関係諸団体及び行政機関との連絡提携
- (3) 婦人活動に関する調査・研究及び資料の収集
- (4) 地区婦人会幹部の研修及び活動の促進
- (5) 地区婦人会会員の教養、福祉、及び親睦のための全市的行事の開催
- (6) 機関紙の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な諸活動

## (組 織)

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同する亀山市内の地区婦人会の会員をもって組織する。

## (中略)

- 附則
1. この規約は、昭和30年 4月 1日から施行する。
  2. この規約は、平成17年 6月25日から施行する。
  3. この規約は、平成18年 5月20日から施行する。
  4. この規約は、平成21年 5月 9日から施行する。
  5. この規約は、平成23年 5月 7日から施行する。